

令和 7 年 7 月 1 日

各関係機関の長 様

出水保健所長

水痘流行に関する警報発令について（通知）

日頃から感染症予防対策業務につきましては、格段の御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、感染症発生動向調査事業による水痘の定点当たり発生報告数が警報発令基準〔2〕に達したため、管内に流行発生警報を発令しましたので通知します。

なお、当保健所管内の過去3週は下記のとおりとなっております。

また、調査情報を県のホームページに掲載しています。

記

第24週 (6/9～6/15)	第25週 (6/16～6/22)	第26週 (6/23～6/29)
0.00	0.00	2.00（警報発令）

問い合わせ先

〒899-0202 出水市昭和町18-18

北薩地域振興局保健福祉環境部

出水支所（出水保健所）保健係

担 当 片平，今村

電 話 0996-62-1636（内線204）

FAX 0996-63-1114

水痘の予防について

1 水痘とは

水痘は、いわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。

季節的には毎年12～7月に多く、8～11月には減少しており、罹患年齢はほとんどが9歳以下です。小児における重症化は、熱性けいれん、肺炎、気管支炎等の合併症によるものです。成人での水痘もまれに見られますが、成人に水痘が発症した場合、水痘そのものが重症化するリスクが高いと言われています。

2 症状

感染から2週間程度の潜伏期間をおいて発疹が現れます。

典型的な症例では、発疹は紅斑（皮膚の表面が赤くなること）から始まり、水疱、膿疱（粘度のある液体が含まれる水疱）を経て痂皮化（かさぶたになること）して治癒するとされています。臨床経過は一般に軽症で、倦怠感、掻痒感、38℃前後の発熱が2～3日間続く程度であることが大半です。

3 感染経路

飛沫感染や水疱内容物との接触による接触感染などがあります。ウイルスの排泄期間は、発疹出現から水疱が現れている期間とされています。

4 予防方法

予防方法としては患者との接触をさけ、手洗いの励行、ワクチン接種などです。

5 感染症法における取り扱いについて

水痘は、5類感染症定点把握疾患に定められています。

6 学校保健安全法での取り扱いについて

水痘は、学校における予防すべき感染症第二種対象疾病に規定され、すべての発疹が痂皮化するまで出席停止とされています。ただし、医師が病状により伝染の恐れがないと認めたときはこれに限らないとされています。